国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第六条関係）

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
都市構造再編集中支援事業費補助（市町村及び市町村都市再生協議会に対するものに限る。）	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
河川メンテナンス事業費補助	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	河川メンテナンス事業計画（河川メンテナンス事業費補助の交付を受けて河川の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
ダムメンテナンス事業費補助	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	ダムメンテナンス事業計画（ダムメンテナンス事業費補助の交付を受けてダムの老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
砂防メンテナンス事業費補助	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	砂防メンテナンス事業計画（砂防メンテナンス事業費補助の交付を受けて砂防関係施設の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
メンテナンス事業費補助（海岸のうち、港湾、漁港区域、農地保全以外のもの）	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	海岸メンテナンス事業計画（メンテナンス事業費補助（海岸のうち、港湾、漁港区域、農地保全以外のもの）の交付を受けて海岸の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一（第六条関係）

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
都市構造再編集中支援事業費補助（市町村及び市町村都市再生協議会に対するものに限る。）	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
（略）	（略）	（略）